

## 1 趣旨

裁量労働制は、時間配分や仕事の進め方を労働者の裁量に委ね、自律的で創造的に働くことを可能とする制度であるが、制度の趣旨に適った対象業務の範囲や、労働者の裁量と健康を確保する方策等について、課題がある。

これらの課題については、平成25年度労働時間等総合実態調査の公的統計としての有意性・信頼性に関わる問題を真摯に反省し、改めて、現行の専門業務型及び企画業務型それぞれの裁量労働制の適用・運用実態を正確に把握し得る調査手法の設計を労使関係者の意見を聴きながら検討し、包括的な再調査を実施した上で、現行の裁量労働制の制度の適正化を図るための制度改革案について、検討を実施する必要がある。

このため、統計学者や労働経済学者、労使関係者を含む専門家からなる検討会を開催し、裁量労働制の実態把握のための新たな調査について、調査設計等の検討を行う。

## 2 検討事項

裁量労働制の実態を把握するための新たな調査について、以下の事項を中心に検討を行う。

- (1) 調査方法及び集計方法
- (2) 調査事項
- (3) 新たな調査の結果の検証
- (4) その他

## 3 検討スケジュール

第1回	平成30年	9月20日(木)
第2回	同	11月2日(金)
第3回	同	12月7日(金)
第4回	同	12月21日(金)
第5回	平成31年	4月22日(月)

## 4 構成員

〔 ◎座長  
※オブザーバー 〕

小倉 一哉 早稲田大学商学学術院教授

◎西郷 浩 早稲田大学政治経済学術院教授

小島 茂 日本労働組合総連合会特別専門委員

鈴木 重也 一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹

川口 大司 東京大学大学院経済学研究科教授

樋田 勉 獨協大学経済学部教授

黒田 祥子 早稲田大学教育・総合科学学術院教授

※宮内 竜也 総務省政策統括官(統計基準担当) 付国際統計企画官

## ●経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）

### 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

#### 3. 働き方改革の推進

（前略）

なお、裁量労働制については、現行制度の施行状況を把握した上で、対象業務の範囲や働く方の健康確保措置等について、労働政策審議会で検討を行うとともに、指導を徹底する。

## ●働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議 （衆議院厚生労働委員会・平成30年5月25日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一～九 （略）

十 裁量労働制について、労働時間の状況や労使委員会の運用状況等、現行制度の施行状況をしっかりと把握した上で、制度の趣旨に適った対象業務の範囲や働く方の裁量と健康を確保する方策等について、労働政策審議会において検討を行い、その結論に応じて所要の措置を講ずること。

十一・十二 （略）

## ●働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議 （参議院厚生労働委員会・平成30年6月28日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一～十七 （略）

十八、裁量労働制については、今回発覚した平成二十五年度労働時間等総合実態調査の公的統計としての有意性・信頼性に関わる問題を真摯に反省し、改めて、現行の専門業務型及び企画業務型それぞれの裁量労働制の適用・運用実態を正確に把握し得る調査手法の設計を労使関係者の意見を聴きながら検討し、包括的な再調査を実施すること。その上で、現行の裁量労働制の制度の適正化を図るための制度改革案について検討を実施し、労働政策審議会における議論を行った上で早期に適正化策の実行を図ること。

十九～四十七 （略）

# 裁量労働制実態調査の検討状況について

昨年9月以降、「裁量労働制実態調査に関する専門家検討会」において、調査設計、調査事項等について検討。  
本年5月、一般統計としての総務大臣承認。

## 1 調査目的

裁量労働制の制度の趣旨に適った対象業務の範囲や働く方の裁量と健康を確保する方策等についての検討に資するため、専門業務型及び企画業務型それぞれの裁量労働制の適用・運用実態や裁量労働制の適用・非適用による労働時間の差異等を調査すること

## 2 調査対象

### ① 裁量労働制適用事業場

- ・ 専門業務型・企画業務型のいずれかを導入している事業場
- ・ 当該事業場に雇用されている**裁量労働制適用労働者**にも調査を実施（専門業務型・企画業務型ごとに抽出）

### ② 裁量労働制非適用事業場

- ・ 裁量労働制を導入していない事業場（経済センサスの事業所データベースから、①と地域・業種・労働者規模の構成を踏まえて抽出）
- ・ 当該事業場に雇用されている**特定業務従事者**にも調査を実施

↓  
〔 裁量労働制は適用されていないが、裁量労働制の対象業務（専門業務型19業務・企画業務型1業務）に従事する労働者 〕

## 3 主な調査事項

- ① 裁量労働制適用労働者と特定業務従事者それぞれについて、**労働時間・健康状況・業務における裁量の程度**等
- ② **裁量労働制適用事業場に求められる措置**（同意（撤回）手続、健康・福祉確保措置、苦情処理措置、労使委員会等）の実態・改善希望等
- ③ 裁量労働制が適用されていることへの**満足度**
- ④ **対象業務の範囲等**についての意見

# 裁量労働制実態調査の検討状況について

## 4 調査結果から比較可能な労働時間

### ① 事業場調査

- ・ 対象業務に従事する労働者の1か月の労働時間（の状況）の平均（裁量労働制適用事業場と、裁量労働制非適用事業場）
- ・ 1か月の労働時間の状況の1日当たり平均と、みなし労働時間（裁量労働制適用事業場）

### ② 労働者調査

- ・ 1週間の平均労働時間（裁量労働制適用労働者と、特定業務従事者）
- ・ 1年以内に裁量労働制が適用された労働者の1週間の平均労働時間と、1年前（適用前）の平均労働時間（いわゆる「回顧調査」）

## 5 調査時期

一般統計としての総務大臣承認を受けた後、秋以降調査

## 6 調査・集計方法

- 厚生労働省による実施とし、配布・回収・集計までを行う民間事業者へ委託（「統計調査における民間事業者の活用にかかるガイドライン」（平成29年 総務省）を踏まえ、品質確保の観点から厳正に業者選定）
- オンライン調査システムを構築し、オンラインでの回答・回収も可能に（労働者のID・パスワードなどが事業場に知られないように設計）
- 集計は、プログラムにより再現性を確保

## 7 今後のスケジュール（案）

2019年 夏～ プレ調査実施  
秋～ 本調査実施

→その後、調査票回収、エラーチェック、集計等を丁寧に行っていく